

3 豊まち第 96-4 号

令和 3 年 10 月 5 日

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

理事長 石黒 功 様

豊橋市長 浅井 由崇



豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合の
定款の変更（第 1 回）の認可の告示の掲示について（依頼）

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合の定款の変更（第 1 回）の認可について、別添のとおり告示しました。

つきましては、都市再開発法施行規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、本日から起算して 10 日間、告示の内容を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示する必要がありますので、掲示していただきますようお願いします。

担 当	都市計画部まちなか活性課
電 話	0532-55-8101
ファックス	0532-55-8100
電子メール	machinaka@city.toyohashi.lg.jp

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき、次のように豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可した。

令和 3 年 10 月 5 日

豊橋市長 浅井 由 崇

1 組合の名称

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

組合設立認可公告日から令和 7 年 3 月まで

3 施行地区に関して変更された内容

変更前

豊橋駅前大通二丁目

32 番 1、32 番 2、32 番 3、33 番 1、33 番 2、33 番 3、33 番 4、34 番、35 番、36 番、37 番 1、37 番 2、38 番 1、39 番、40 番、41 番、42 番、43 番、45 番、46 番、47 番、48 番 1、48 番 2、49 番 1、49 番 2、50 番、51 番、52 番 1、52 番 2、62 番、71 番の一部、72 番 1、72 番 2、73 番の一部、74 番の一部、75 番の一部、76 番の一部、3・4・64 号豊橋駅前通線の一部

変更後

豊橋市駅前大通二丁目

71 番の一部、73 番の一部、74 番の一部、75 番 1 の一部、76 番の一部、81 番、82 番、83 番、84 番、85 番、86 番、3・4・64 号豊橋駅前通線の一部

4 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊橋市駅前大通三丁目 35 番

平成 28 年 3 月 24 日

5 事務所の所在地に関して変更された内容

変更前

豊橋市駅前大通二丁目 33 番地 1

変更後

豊橋市駅前大通三丁目 35 番

6 定款の変更の認可の年月日

令和 3 年 10 月 5 日